

保育分野における規制改革について

厚生労働省雇用均等・児童家庭局

平成19年12月5日

保育所の現状

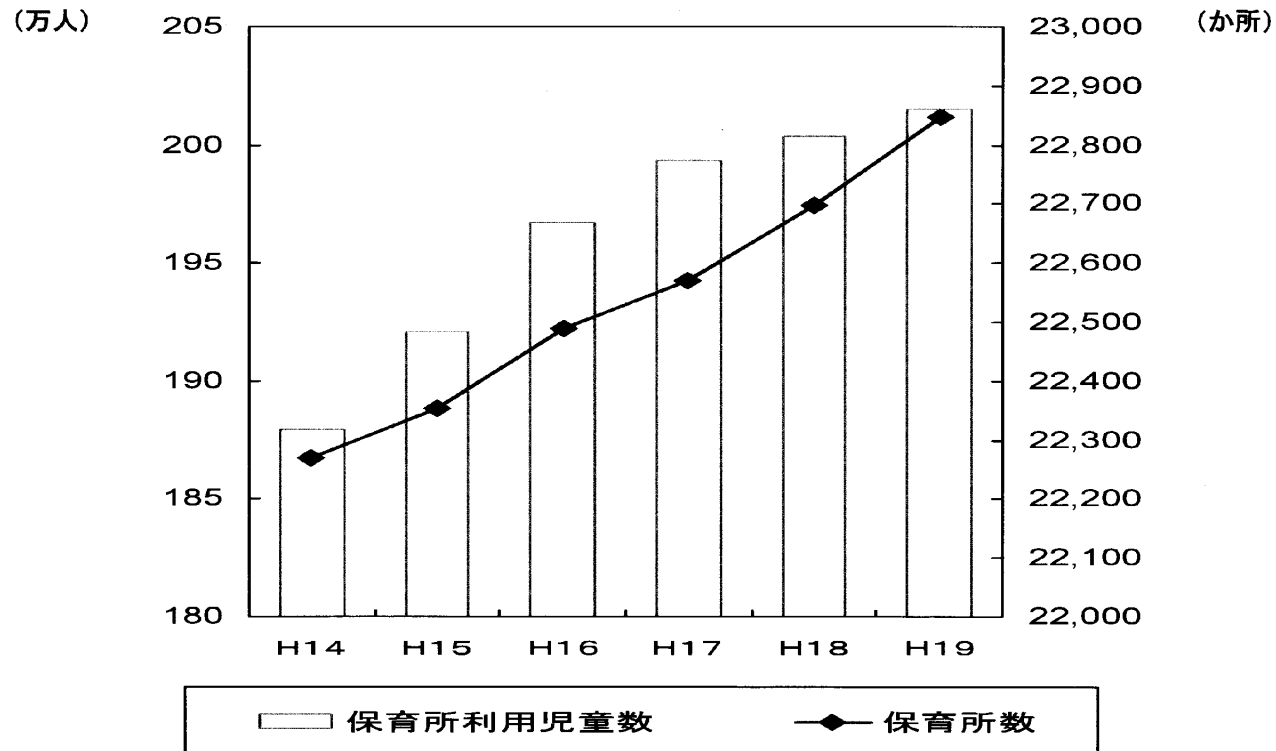
認可保育所数(H19.4.1現在)

	合計	公立	私立
施設数	22,848	11,603	11,245
利用児童数	202万人	94万人	107万人

待機児童数(H19.4.1現在)

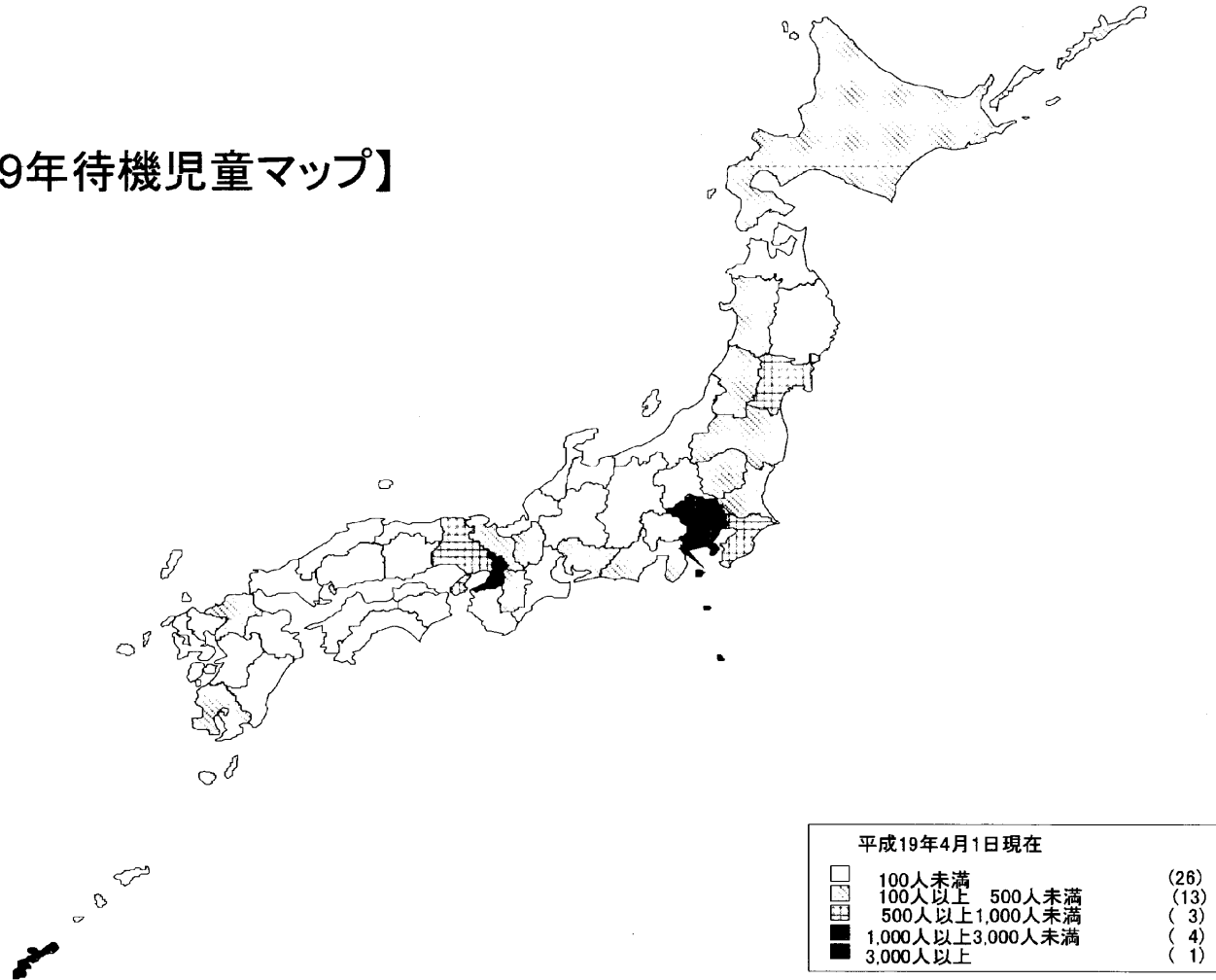
- ・17,926人
(0歳 2,069人、1・2歳 10,873人、3歳以上 4,984人)
- ・待機児童50人以上の特定市町村数 74市区町村

保育所利用児童数と保育所数の推移



待機児童の現状

【平成19年待機児童マップ】



※ 各道府県には政令指定都市・中核市を含む。

子育て支援関係事業の取組状況

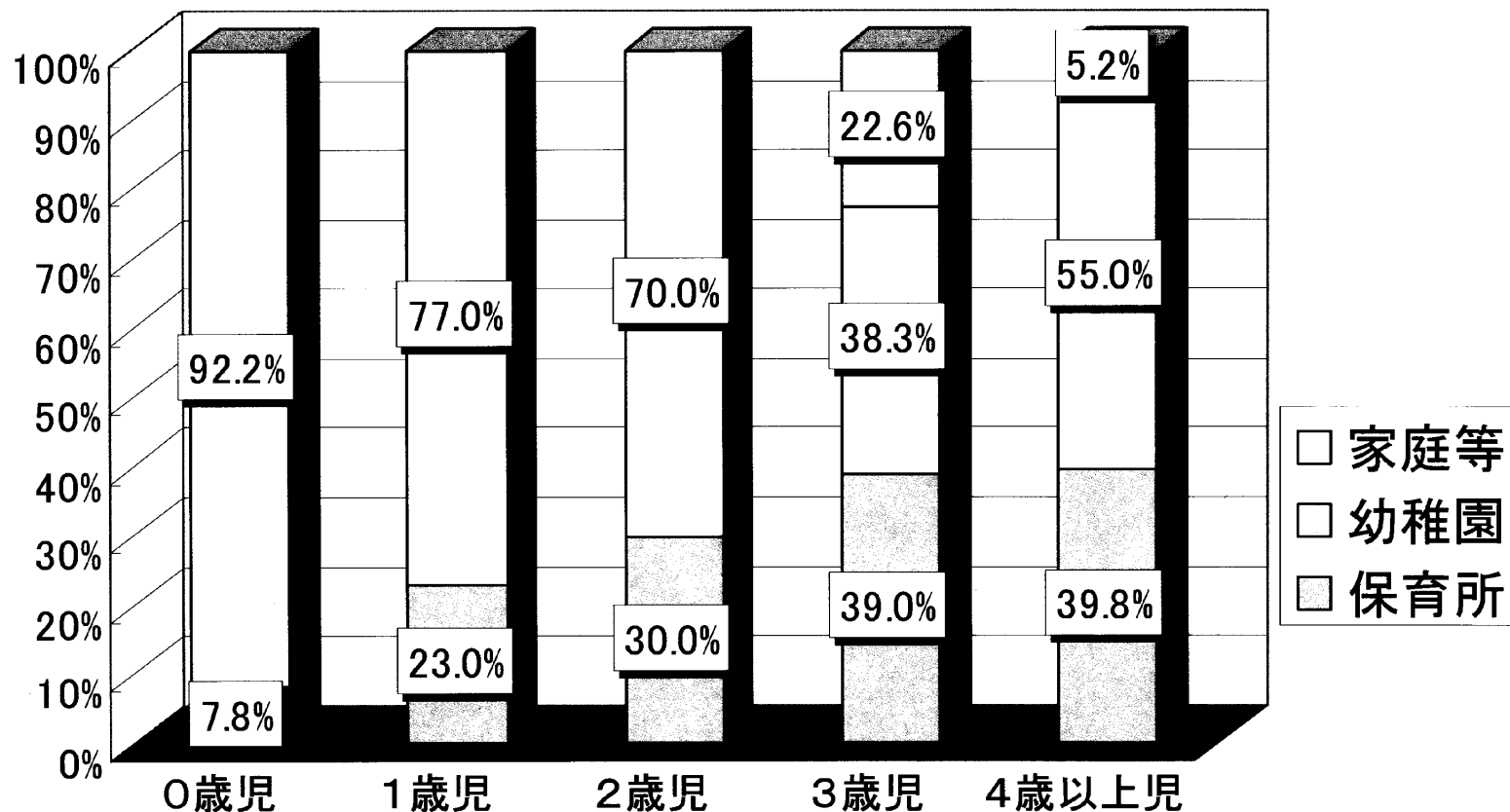
事業名	16年度実績	17年度実績	18年度実績 (交付決定ベース)	プラン目標値
通常保育事業 (保育所定員数)	205万人 (平成17年4月1日現在)	208万人 (平成18年4月1日現在)	211万人 (平成19年4月1日現在)	215万人
放課後児童クラブ	15,184か所 (平成17年5月1日現在)	15,857か所 (平成18年5月1日現在)	16,685か所 (平成19年5月1日現在)	17,500か所 (小学校区の4分の3)
地域における子育て拠点の整備 ・つどいの広場 ・地域子育て支援センター	2,936か所 154か所 2,782か所	3,629か所 480か所 3,149か所	4,130か所 694か所 3,436か所	6,000か所(中学校区の6割) 1,600か所 4,400か所
ファミリーサポートセンター	344か所	437か所	480か所	710か所 (市町村数の約4分の1)
一時保育・特定保育事業	5,534か所	6,219か所	7,580か所	9,500か所 (中学校区の約9割)
ショートステイ事業	364か所	481か所	643か所	870か所 (児童養護施設等の約9割)
トワイライトステイ事業	134か所	270か所	524か所	560か所 (児童養護施設等の約6割)
病児・病後時保育事業	496か所	598か所	688か所	1,500か所 (市町村数の約4割)
延長保育事業	12,954か所	13,083か所	15,261か所	16,200か所 (保育所の約7割)
休日保育事業	607か所	681か所	798か所	2,200か所 (保育所の約1割)
夜間保育事業	64か所 (平成17年4月1日現在)	66か所 (平成18年4月1日現在)	69か所 (平成18年11月1日現在)	140か所 (人口30万以上の市の約5割)

(注1)「16年度実績」は、平成16年度終了後における各事業の実績値。(子ども・子育て応援プラン策定時は、まだ平成16年度の事業が実施途上であったことから、プランには実施見込み数で表記していたため、上記の数値とは異なっている。)

(注2)平成18年度実績(交付決定ベース)における延長保育事業については、公立分6,285か所、民間分8,976か所となっている。

就学前児童が育つ場所（平成19年）

- 3歳以上児のかなりの部分（4歳以上児はほとんど）が保育所又は幼稚園に入所
- 3歳未満児（0～2歳児）で保育所に入所している割合は約2割



- ・ 就業継続の希望の増加に伴うサービス基盤の整備
- ・ 多様な働き方に対応した弾力的なサービス供給
- ・ 仕事と生活の調和を実現していく中で、男女を通じた家庭における子育てへの支援

- ・ 量的には幼保合わせればかなりの部分をカバー
- ・ 親の就労形態に柔軟に対応できるよう「認定こども園」制度も整備
- ・ 幼児教育機能の充実

「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議について

- 「就労」と「結婚・出産」の二者択一構造を変え、
- ・ 女性をはじめとする働く意欲を持つすべての人の労働市場参加を実現しつつ、
 - ・ 国民の希望する結婚・出産・子育てを可能とする

このためには、

「働き方の改革」による

仕事と生活の調和の実現

(←長時間労働による仕事と家庭の両立困難や、男性の家事・育児分担の不足等の現状etc)

女性の労働市場参加を支え、
家庭における育児不安を解消する
保育サービス等子育て支援の
社会的基盤の充実

(←保育サービス等が利用できないことにより、就業を希望しながら断念したり、希望する出産・子育てを断念したりしている状況etc)

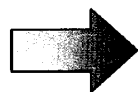
2つの取組を車の両輪として進めることが必要

さらに、保育サービス等子育て支援の社会的基盤の充実のためには、それを可能とするための一定規模の財政投入が必要。
その費用は、次世代の負担で賄うことのないよう、現時点で手当する必要。

※ 少子化を克服したフランス・スウェーデン等においては、GDP比3%以上の財政投入有り(日本は0.75%)

仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現と、希望する結婚や 出産・子育ての実現を支える給付・サービスの社会的なコストの推計

児童・家族関連社会支出額(19年度推計)
約4兆3,300億円



推計追加所要額 I 約1兆800億円～2兆円
II 2,600億円 III 1,800億円

I 親の就労と子どもの育成の両立を支える支援

関連社会支出額(19年度推計) 約1兆3,100億円 → 追加的に必要となる社会的コスト +1兆800億円～2兆円

○ 未就学児のいる就業希望の親を育児休業制度と保育制度で切れ目なく支援(特に3歳未満の時期)

- ・ 第1子出産前後の継続就業率の上昇(現在38%→55%)に対応した育児休業取得の増加
- ・ 0～3歳児の母の就業率の上昇(現在31%→56%)に対応した保育サービスの充実(3歳未満児のカバー率20%→38%など)
- ・ スウェーデン並みに女性の就業率(80%)、保育(3歳未満児)のカバー率(44%)が上昇、育児休業や保育の給付水準を充実した場合も推計

○ 学齢期の子を持つ就業希望の親を放課後児童クラブで支援

- ・ 放課後児童クラブの利用率の上昇(現在小1～3年生の19.0% → 60%)

II すべての子どもの健やかな育成を支える対個人給付・サービス

関連社会支出額(19年度推計) 約2兆5,700億円 → 追加的に必要となる社会的コスト +2,600億円

○ 働いているいないにかかわらず一定の一時預かりサービスの利用を支援

- ・ 未就学児について月20時間(保育所利用家庭には月10時間)の一時預かり利用に対して助成

III すべての子どもの健やかな育成の基盤となる地域の取組

関連社会支出額(19年度推計) 約4,500億円 → 追加的に必要となる社会的コスト +1,800億円

○ 地域の子育て基盤となる取組の面的な推進

- ・ 望ましい受診回数(14回)を確保するための妊産婦健診の支援の充実 ・ 全市町村で生後4か月までの全戸訪問が実施
- ・ 全小学校区に面的に地域子育て支援拠点が整備 ・ 全小学校区で放課後子ども教室が実施(「放課後子どもプラン」)

※ 「追加的に必要となる社会的コスト」は、現在の児童数、出生数をベースに、仮定した給付・サービス水準が実現した場合に要する費用を推計したもの。

※ 児童手当制度については別途機械的に試算。(→P12)

保育所における直接契約・直接補助方式の導入等について

○直接契約・直接補助等の問題については、本年6月に「規制改革推進のための3か年計画」(※)を閣議決定したばかりであり、以来、特段の状況の変化はない。

(※)認定こども園の実施状況等を踏まえ、保育所において一体的に導入することの可否について長期的に検討

○保育については、サービスを選択する主体(保護者)と利用者(子ども)が異なることから、自ら施設・設備や処遇の善し悪しを判断できず、意志を伝えられない子どものためには、すべて市場原理に任せるのではなく、一定の自治体の関与が必要。このため、一定の水準を満たした施設について、公費を投入して子どもの健全な育成を保障している。

○保育をめぐる問題の解決には、財源確保により、質の確保されたサービスの供給量を拡大することが先決であり、本年2月から、政府全体で、そのための議論を行ってきた。

「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議

国民の希望する就労と子育ての両立を実現するための〔保育サービスに係る数値目標の設定〕や、それに伴う〔社会的コストの推計〕を行うなど、包括的な次世代育成支援の枠組みの構築に向けての議論を開始

○財源確保の見通しが無い中で、直接契約・直接補助方式を導入すれば、次のような問題が生じ、現内閣が目指す「安心して質の高い暮らし」の実現に逆行する。

①財源が薄まきになる(子ども1人当たりのコスト削減)ため、子どもの処遇に必要な保育士の確保が困難になり、保育の質の低下を招くおそれ。

人件費削減により、保育士の安定した雇用も困難になる。

②市場原理を通じた需給調整においては、現状では、保育料引上げが不可避となり、これは、中間所得層を直撃し、政府が進める少子化対策に逆行する。(参考資料1)

③施設側が利用者を選別し、保育の必要性の高い子どもの利用が排除されるおそれ。

○全国的には、「保育サービスが足りない都市部」と、「保育サービスは比較的足りているが、財政状況が厳しい地方の自治体」という構図になっており、国の保育制度を考える場合、こうした全国の状況を踏まえることが必要。

なお、東京都の認証保育所は、認可保育所の存在を前提とした制度であり、これを国の保育制度に当てはめる議論は不適當。(参考資料2)

(参考)東京都における保育の状況(平成19年4月)

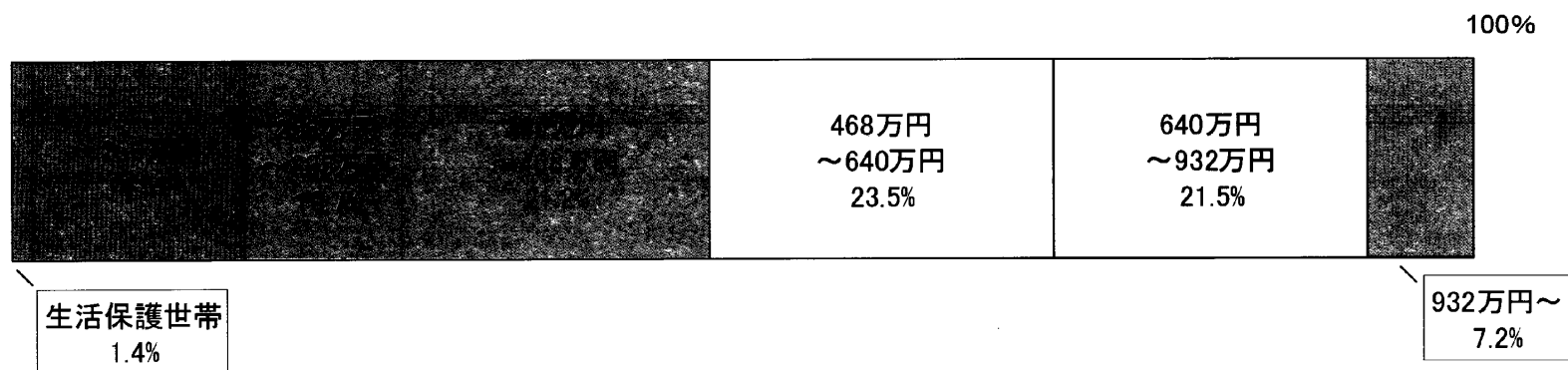
認可保育所利用児童 約16.5万人

認証保育所利用児童 約1.1万人(認可保育所利用児童の約6.8%)

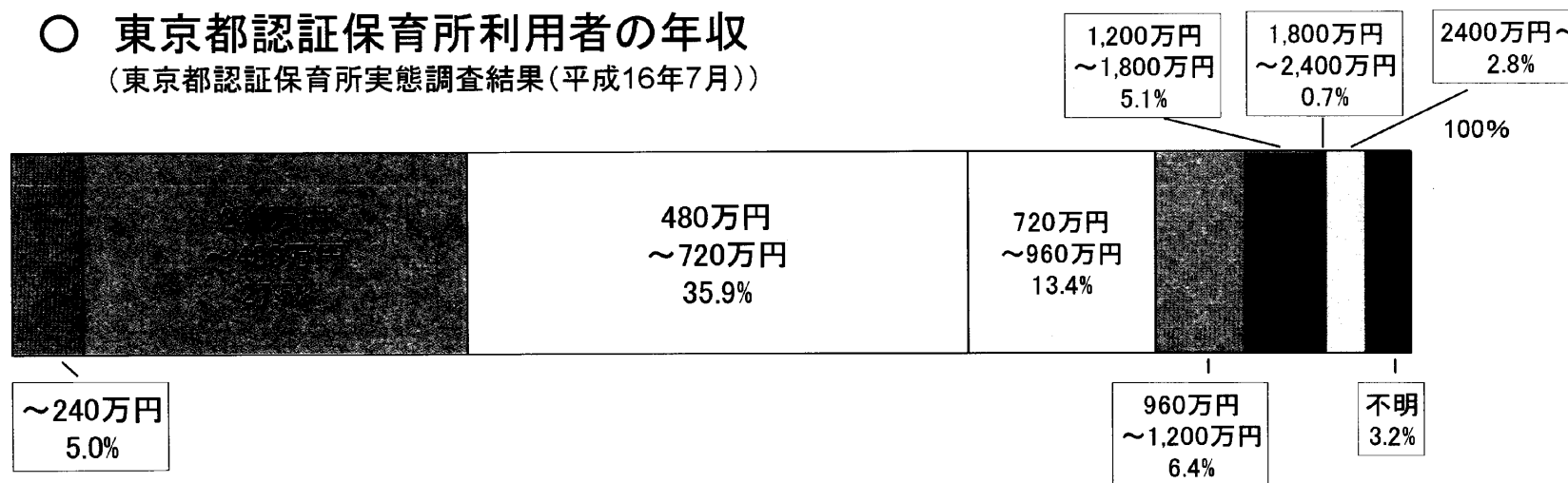
○「保育に欠ける」要件の見直しについても、直接契約・直接補助方式の導入と同様の課題があるため、これらについては、総合的・一体的に検討する必要がある。

認可保育所と認証保育所の利用者の年収比較

○ 認可保育所利用者の推定年収(平成19年度予算ベース)

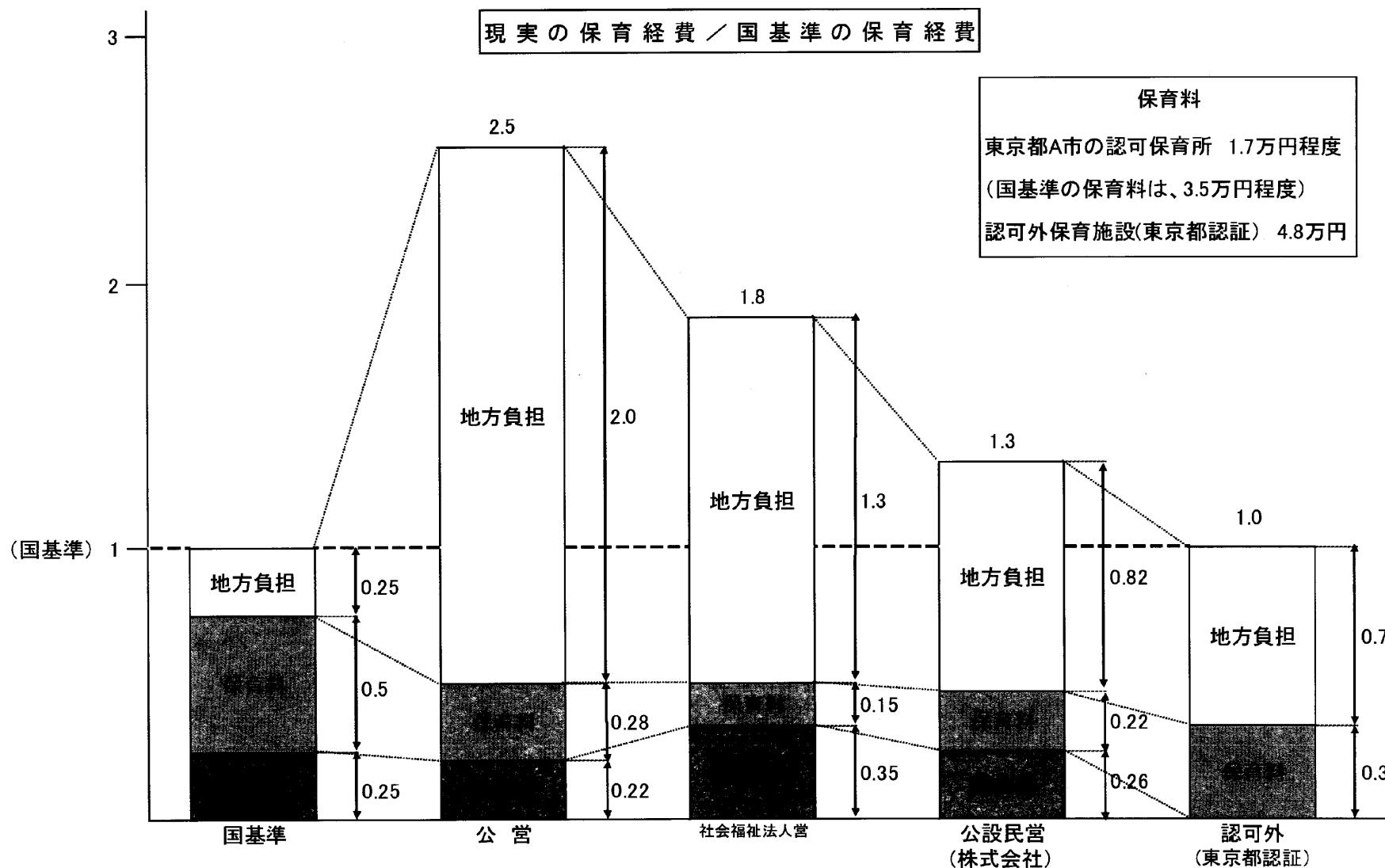


○ 東京都認証保育所利用者の年収 (東京都認証保育所実態調査結果(平成16年7月))



(※) 調査結果の月収を12倍したもの。

東京都A市における保育経費の比較



(注)①国基準は、国の予算で想定する全国平均の姿である。

②国負担、保育料の数値が運営主体間で異なるのは、実際に訪問した保育所の児童の年齢構成の違い等による。

(出典:平成14年 財務省予算執行調査)